

第 22 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和4年4月11日(月)午前10時00分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 安達 英二 | 2番 後藤 操 | 3番 岩本 孝之 | 4番 友岡 康幸 |
| 5番 山室加智子 | 6番 片山 雅雄 | 7番 興梶 正信 | 8番 古澤 勝康 |
| 9番 佐藤 久康 | 10番 興呂木和也 | 11番 長崎 花子 | 12番 浅尾 継也 |
| 13番 長崎 愛 | 14番 大塚 恭徳 | 15番 犬塚 久子 | 16番 長野 秀輝 |
| 17番 増田 生志 | 18番 野田 政輝 | 19番 渡邊 和徳 | |

欠席委員 無し

4. 議事日程
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 経営基盤強化促進法許可申請について
5. 事務局職員
- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 下田 朱美 |
| 次長 | 吉弘 泰彦 |
| 主幹 | 藤野 貴洋 |

6. 会議の概要

発言者	内 容
局長	<p>皆さんおはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。それでは、もうすでに皆様お集まりになっておられますので総会の方を始めさせていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本総会開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数19名、出席委員19名、出席委員19名で南阿蘇村農業委員会会議規則第7条により本総会の成立をご報告致します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を出席者全員で唱和致します。皆様ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>それでは定刻になりましたので第22回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は7番 興梶委員、9番 佐藤委員にお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
局長	<p>はいありがとうございました。それでは本村農業委員会会議規則第5条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>それでは着座にて議事進行に当たらせていただきます。</p>

議長	<p>只今から第 22 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 7 番の興侶委員、9 番の佐藤委員を指名します。</p>
議長	<p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>番号 1：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字 [] 地目台帳現況ともに [] 所有権移転の売買となっております。</p> <p>番号 2：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字 [] 地目台帳現況ともに [] 所有権移転の売買と なっております。</p> <p>番号 3：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字 [] 地目台帳現況ともに [] 使用貸借権設定の 3 年となっております。</p> <p>番号 4：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字 [] 地目台帳現況ともに [] 所有権移転の売買 となっております。</p> <p>番号 5：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字 [] 地目台帳現況ともに [] [] 所有権移転の売買となっております。</p> <p>番号 6：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字 [] 地目台帳現況ともに [] [] 賃借権設定の 3 年 相続権者同意書有です。</p> <p>番号 7：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字 [] 地目台帳現況ともに [] 所有権移転の贈与と なっております。</p> <p>番号 8：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字 [] 地目台帳現況ともに [] [] 賃借権設定の 3 年となっております。</p> <p>番号 9：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字 [] 地目台帳現況ともに [] [] 所有権移転の贈与となっております。</p> <p>以上、ご審議お願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。番号 1.2 は委員案件ですので先に審議致します。委員の退席を求めます。</p> <p>(1 番退席)</p>
6 番	<p>議案第 1 号 1 番.2 番につきまして 6 番の片山が説明致します。申請人、譲渡</p>

	<p>人、譲受人、記載のとおりでございます。番号 1.2 番伴に譲渡人が高齢で作れないということで、譲受人と所有権移転売買の話がまとまりました。何ら問題は無いと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請 議案番号 1.2 番について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 1 号番号 1.2 番は原案どおり可決致します。</p> <p>(1 番着席)</p> <p>引き続き残りの議案を審議します。地元委員の説明をお願いします。</p>
1 番	<p>議案第 1 号番号 3 番について 1 番安達が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。譲渡し人が贈与を受けていましたが農業が出来ないと作り手を探されておりました。今回譲受人として村の公社へ預けられる話がまとまりました。何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。</p>
4 番	<p>議案第 1 号番号 4 番について 4 番友岡が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。譲受人の倉庫が近くにあり農業をされると、所有権移転の売買という事で申請が上がっております。何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。</p>
9 番	<p>議案第 1 号番号 5 番について 9 番佐藤が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。譲渡人が耕作が出来ないという事で作り手を探されており、今回、新規就農され 10 年が経ち規模拡大をはかれておる譲受人と所有権移転売買ということで申請が上がっております。何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。</p>
11 番	<p>議案第 1 号番号 6 番について 11 番長崎が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。譲渡人はご高齢の為、農業を営んでおらず管理して下さる農家を探されておりました処、村の公社へ耕作をお願いをしたいと、話がまとまりました。賃借権設定 3 年と何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。</p>
15 番	<p>議案第 1 号番号 7.8.9 番について 15 番犬塚が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。</p> <p>番号 7 については、譲渡人と譲受人は親子関係であります。今回後継者であられる譲受人が所有権移転の贈与という事で申請があがっております。</p>

<p>議長</p>	<p>番号 8 番については譲渡人は熊本地震の後、農地が被災し、農業を営んでおられませんでした。今回農地の復旧により管理して下さる農家を探されておりました。村の公社へ耕作をお願いをしたいと、話がまとまりました。</p> <p>番号 9 番につきましては譲渡人と譲受人は親子関係であります。今回後継者である譲受人が所有権移転の贈与という事で申請があがっております。なんら問題は無いと思います。ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第 1 号農地法 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>13 番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 1 号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>はい朗読を致します。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について番号 1: 譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 転用目的は進入道路となっております。</p> <p>以上ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p> <p>議案第 2 号番号 1 番について 13 番長崎が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。この後審議されます、5 条の案件と関連しますが駐車場までの進入道路として今回申請が上がっております。ご審議よろしくお願ひ致します。</p> <p>はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 2 号は原案どおり可決致します</p>

議長	<p>続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について 番号1:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 転用目的は事務所で、契約の種類は転用所有権移転有償となっております。</p> <p>番号2:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 転用目的は駐車場で、契約の種類は転用所有権移転有償となっております。</p> <p>番号3:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 転用目的は木材置場で、始末書添付。契約の種類は転用賃借権設定移転となっております。</p> <p>番号4:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字 [REDACTED] [REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 転用目的は専用道路で、始末書添付。契約の種類は転用所有権移転有償となっております。</p> <p>以上ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
4番	<p>議案第3号番号1番について4番友岡が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。 譲受人はかねてより村内に事務所を構えたいという事で、譲渡し人との話がまとまり申請が上がっております。転用所有権移転の有償ということで、何ら問題ないと思われます。ご審議よろしくお願い致します。</p>
13番	<p>議案第3号番号2番.3番について13番長崎が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。2番についてですが、先ほどの4条議案に関連し駐車場を整備されたいとの申請が上がっております。3番ですが譲受人が木材資材置場の場所を探されていたところ、話がまとまり申請が上がりました。何ら問題ないと思われます。ご審議よろしくお願い致します。</p>
11番	<p>議案第3号番号4番について11番長崎が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。譲受人は10年前から水工場を営業されており、搬入路の道が狭小であり事業に支障をきたしておりました。今回道を拡張し資材搬入を改善する為に、申請が上がっております。何ら問題ないと思われます。ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>

	<p>議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 3 号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>続きまして議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請について審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい朗読いたします。議案第 4 号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号 1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字 [] [] 地目台帳現況ともに [] [] 賃借権設定の 5 年です。</p> <p>番号 2:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字 [] [] 地目台帳現況ともに [] [] 賃借権設定の 5 年 相続権者同意書有です。</p> <p>番号 3:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字 [] [] 地目台帳現況ともに [] [] 賃借権設定の 5 年です。</p> <p>番号 4:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字 [] [] 地目台帳現況ともに [] [] 賃借権設定の 5 年 相続権者同意書有です。</p> <p>番号 5:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [] [] 地目台帳現況ともに [] [] 賃借権設定の 5 年です。</p> <p>番号 6:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [] [] 地目台帳現況ともに [] [] 賃借権設定の 5 年です。</p> <p>番号 7:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [] [] 地目台帳現況ともに [] [] 使用賃借権設定の 3 年です。</p> <p>番号 8:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [] [] 地目台帳現況ともに [] [] 賃借権設定の 5 年です。</p> <p>番号 9:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [] [] 地目台帳現況ともに [] [] 賃借権設定の 2 年です。</p> <p>番号 10:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [] [] 地目台帳現況ともに [] [] 賃借権設定の 3 年です。</p> <p>番号 11:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [] [] 地目台帳現況ともに [] [] 賃借権設定の 3 年 相続権者同意書有です。</p> <p>番号 12:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [] [] 地目台帳現況ともに [] [] 賃借権設定の 10 年です。</p> <p>番号 13:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [] [] 地目台帳現況ともに [] [] 賃借権設定の 10 年です。</p>

番号 14:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [] 地目台帳現況ともに [] 賃借権設定の5年です。

番号 15:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [] 地目台帳現況ともに [] 賃借権設定の5年 相続権者同意書有です。

番号 16:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [] 地目台帳現況ともに [] 賃借権設定の10年です。

番号 17:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [] 地目台帳現況ともに [] 賃借権設定の10年です。

番号 18:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [] 地目台帳現況ともに [] 賃借権設定の3年 相続権者同意書有です。

番号 19 番から番号 25 番は 再設定の案件になりますので省略致します。

番号 26:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [] 地目台帳現況ともに [] 農地中間管理機構 集積の10年となっております。

番号 27:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [] 地目台帳現況ともに [] 農地中間管理機構 集積の10年となっております。

以上、新規案件 20 件 再設定案件 7 件 ご審議よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いしたいと思いますが、番号 3 は農業委員案件ですので先に審議致します。
委員の退席を求めます。

(5 番退席)

2 番 議案第 4 号 3 番につきまして 2 番の後藤が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。以前から口頭契約にて作付けされていたのですが、今回正式に小作契約を結ばれます。何ら問題は無いと思われまます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します

(異議なし)

議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請 議案番号 3 番について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。

(全員挙手)

議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号番号3番は原案どおり可決致します。</p> <p>(5番着席)</p>
議長	<p>引き続き残りの議案を審議します。地元委員の説明をお願いします。</p>
2番	<p>議案第4号1番、2番につきまして2番の後藤が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。1番、2番伴に口頭契約での作付けをされていましたが今回正式に小作契約をされます。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
7番	<p>議案第4号4番.5番.6番につきまして7番の興梠が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。4番ですが、譲渡人のご主人が亡くなられて、耕作が出来ず耕作される方を探されておりました処、農業法人で大規模に野菜を作られる譲受人と小作契約を結ばれます。5番につきましても、譲渡し人が高齢化により作付けが出来ず、作り手を探されておりましたが、こちらも4番と同じく農業法人が譲受人として耕作されます。6番につきましても譲渡人がご高齢の為耕作者を探されておりました、今回大規模にキャベツを作付けされる譲受人と話がまとまりました。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
4番	<p>議案第4号7番につきまして4番の友岡が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人は高齢で耕作が出来ずにいたところ、譲受人と正式な小作契約が出来ました。何ら問題は無いと思われます。ご審議ください。</p>
1番	<p>議案第4号8番につきまして1番の安達が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人は病気の為耕作が出来ないという事で新たな作り手を探されておりました。今回、農業を営む譲受人と、賃借権設定の話がまとまり申請が上がっております。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
12番	<p>議案第4号9番につきまして12番の浅尾が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は同級生ということで耕作が出来ず地元の農家を探されておりました譲渡し人と譲受人とで小作の話がまとまりました。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
9番	<p>議案第4号10番11番.12番.13番につきまして9番の佐藤が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。10番から12番は譲渡人が農業が出来ないと作り手を探されておりましたところ、譲受人とそれぞれ話がまとまりました。13番につきましては譲受人は新規認定農家でトマトなど作付けされるやる気ある担い手農家です。譲渡し人と譲受人とで小作契約の話がまとまりました。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしく申し上げます。</p>

18 番	<p>議案第 4 号 14 番 15 番 16 番 17 番につきまして 18 番の野田が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます 14. 15. 16. 17 番につきましては、譲渡し人が高齢で耕作が出来なく、農地も荒れる事から、作り手を探しておりました。今回地元の農家で規模拡大中である譲受人とそれぞれ話がまとまりました。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
14 番	<p>議案第 4 号 18 番につきまして 14 番の大塚が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人が高齢の為、耕作・農地管理が出来ずいきましたところ、地元で大規模な農業を営んでいる譲受人と賃借権設定 3 年で小作の申請が上がっております。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>議案第 4 号 26 番. 27 番を事務局よりご説明申し上げます。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号 26 番と 27 番は熊本県農業公社をとおした農地中間管理事業による貸し借りとなっており、今回は譲渡人である農地所有者が、農業公社に 10 年貸し付ける案件になります。</p> <p>譲渡人の要望により賃借権設定での貸し借りとなっており来月の総会で公社から耕作者が借り受ける審議となります。</p> <p>場所は 26 番が [] から [] 辺りに位置する農地で、27 番は [] に位置する農地となります。</p> <p>何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>何もなければ、それでは議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請について異議のない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 4 号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しますが、5 月の総会の日程を決めておきたいと思ひます。5 月 10 日火曜日 10 時から行いたいと思ひますのでよろしくお願ひ致します。また、次回の農業委員会憲章の指揮は 10 番 興呂木委員、11 番 長崎委員にお願ひしたいと思ひます。その他で委員さんから何かございませんか。</p> <p>なければ事務局から何かございませんか。</p>
事務局	<p>事務局よりお知らせが 2 つあります。1 つ目です。令和 3 年度の委員報酬を 5 月の連休明けに支払いたいとおもひます。お手元に配布しております様式に記入されて 4/22 までに提出くださいますようお願ひいたします。昨年と同じ口座でよい方</p>

議長	<p>は提出されないでかまいません。</p> <p>2つ目です。令和4年度の委員さんの活動記録簿の増刷分を配布しております。</p> <p>これは報酬に若干ではありますが加算部の計算に用いますので、日々の小作や売買など活動記録を記入ください。毎月の総会での提出をよろしくお願い致します。</p> <p>事務局からは以上です。</p> <p>以上をもちまして第22回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。これをもって総会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。</p>
----	---

7. 閉会時刻 11時00分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和4年5月10日

農業委員会 職務代理者

⑩

議事録署名委員

7番

⑩

議事録署名委員

9番

⑩